



福岡県スクールソーシャルワーカー協会

推薦に関する規約

第1条 目的

この規約は、本協会定款第4条(6)「その他の目的を達するために必要な事業」として理事会で承認された「推薦」について、適正かつ円滑な手続きおよび事務を執り行うことを目的とする。

第2条 スクールソーシャルワーカー等の推薦

福岡県および福岡県内市町村教育委員会からの推薦依頼に対して、本協会が推薦者となり、会員の中から候補者を選考し推薦を行う。

第3条 推薦依頼の受付

受付は事務局が行う。

2 推薦を求める福岡県および福岡県内市町村教育委員会（以下、当該教育委員会）からの推薦に関する依頼文等の提出をもって受付とする。

第4条 推薦手続き

事務局は、当該教育委員会からの求人情報等を会員に周知して推薦希望者を募る。

2 推薦を希望する会員は、期日までに事務局に対しメールにて申し出なければならない。なお、推薦希望者は協会が定める推薦要件を満たす者とする。

3 推薦希望を受理した場合には、選考委員会を立ち上げる。

4 選考委員会では、推薦を希望する会員について、協会の推薦基準に基づいて選考を行う。その際、これまでの実績も選考評価の参考とすることがある。選考委員会が必要と認めた場合は、追加で書類提出および面接試験を求めることがある。

5 選考委員会で選出された会員は協会推薦者として推薦する。

6 事務局は、推薦を希望した会員に選考結果を通知する。

7 協会推薦者は、「推薦に関する申し合わせ事項」を事務局に提出することにより、当該教育委員会に対して推薦通知が行われる。

8 協会推薦者で資格取得見込みの者については、勤務が発生する当該年度の開始時までには社会福祉士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を取得できていない場合、その推薦を取り消すものとする。

第5条 推薦要件

当協会の会員（正会員・賛助会員・学生会員）であること。

2 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者ならびに資格取得見込みの者。

3 高等学校への推薦については、原則としてスクールソーシャルワーカーとしての実務経験3年以上の者。

第6条 推薦基準

推薦を受ける日より起算して1年以内において、協会研修に複数回参加していること。

2 協会研修に積極的な態度で受講していること。

3 当該教育委員会の採用要件を満たしていること。

4 選考委員全員が推薦候補者として承認すること。

第7条 選考委員会

選考については、運営委員から選出された選考委員会において実施する。

- 2 選考委員会は、会長（代表理事）と6名の理事で構成し、会長が選考委員長を務める。

附則

- 1 この規約は、2017年6月10日から施行する。
- 2 この規約は、2020年4月1日から施行する。